



# 5月3日は憲法記念日

2020年5月3日で日本国憲法施行から73年となりました。新型コロナウイルス感染拡大を受け、「日本国憲法には緊急事態条項が必要だ」と改憲を唱える政治家もいます。憲法は、本来権力を縛り、国民の権利を保障する最高法規です。日々の生活の中で憲法を意識することは少ないですが、本当に緊急事態条項が必要なのか、改憲が必要なのか、考えてみましょう。

### 緊急事態を巡る主な出来事と政府の対応

※太字は憲法を巡る動き



1890年 11月	大日本帝国憲法が施行
94～95年	日清戦争 戒厳令を発動
1904～05年	日露戦争 戒厳令を発動
05年 9月	日比谷焼き打ち事件 戒厳令を発動
23年 9月	関東大震災 戒厳令を発動
25年 5月	治安維持法が施行
36年 2月	2・26事件(写真①) 戒厳令を発動
37年 7月	日中戦争が始まる。翌年に国家総動員法が施行
45年 8月	太平洋戦争が終わる
47年 5月	日本国憲法が施行
54年 7月	自衛隊法が施行。首相が治安維持で自衛隊に出勤を命じることが可能に
59年 9月	伊勢湾台風。62年に災害対策基本法が施行
95年 1月	阪神大震災(写真②)。同年中に改正災害対策基本法が成立
98年 8月	北朝鮮が日本を越えるミサイルを発射
99年 9月	JCO臨界事故。12月に原子力災害対策特措法が成立
2003年 6月	武力攻撃事態法など有事法制関連3法が成立
04年 6月	国民保護法が成立
05年 10月	自民党が新憲法草案を発表
11年 3月	東日本大震災(写真③)。12、13年に災害対策基本法を改正
12年 4月	野党の自民党が憲法改正草案を発表
18年 3月	自民党が憲法改正の条文イメージを発表
20年 3月	新型コロナウイルス感染症の世界的大流行。改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立
4月	安倍晋三首相が改正新型インフル特措法に基づき緊急事態を宣言

#### 大日本帝国憲法

※天皇の大権などで規定  
▽天皇が法律に代わる緊急勅令を発することが可能▽立法、行政、司法権を軍部に委ねる戒厳令を定める▽国民の権利義務より天皇大権が優越▽政府は議院を召集せず財政措置が可能

#### 日本国憲法

※緊急事態の条項は最小限に54条2  
内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる

#### 自民党新憲法草案(小泉純一郎総裁)

・自衛隊の役割で「緊急事態における公の秩序を維持」とのみ記述

#### 自民党憲法改正草案(谷垣禎一総裁)

※東日本大震災を受けて、首相による緊急事態宣言を詳細に記述

【条件】事前または事後に国会の承認を得なければならない  
【内閣の権限強化】内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる  
【国民の義務】何人も国民の生命、身体及び財産を守るために行われる国の指示に従わなければならない  
【議員の任期】衆参議員の任期、選挙期間の特例を設けることができる

#### 自民党憲法改正の条文イメージ(安倍晋三総裁)

※政権復帰後は詳細な記述を避ける  
【内閣の権限強化】大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律制定を待ついとまがない特別の事情があるとき、内閣は、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる  
【議員の任期】衆参通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、任期の特例を定めることができる

## 戦中の反省規定せず

日本の憲法になぜ国家緊急権の規定がないのか。源流を探ると、非常事態を理由に人権の制限や言論統制、戦時体制の強化が横行した戦前・戦中に行き当たると、戦後の1946年、憲法改正案を審議する衆議院の委員会が、非常事態に備え国家緊急権を新憲法に書き込むべきかが議論になり、金森徳次郎憲法担当相はこう訴えた。「民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護するためには、政

府の一存で行う処置は極力防止しなければならぬ。非常というその大いなるみちを残しておくこと、どんなに精緻な憲法を定めても口実をそこに入れ、また破壊せられるおそれ絶無とは断言しがたい」金森は、国民の自由・権利を守るには、憲法秩序の停止や制限に関する規定を設けないことが望ましいとの考えを示した。

実際、大日本帝国憲法には非常事態に天皇や政府へ権限を集中させる規定が複数あった。23年の関東大震災では戒厳令が発動され、軍や警察は暴動の恐れがあるとて朝鮮人や社会主義者を殺害。その後も満州事変に関する費用の捻出や検閲などのため、緊急勅令が繰り返して制定された。こうした歴史を踏まえ、民主主義を徹底するために国会を「国の唯一の立法機関」と位置付けたのが現憲法だ。国民の権利や義務に関わることは、国民の代表機関である国会が決めるのが原則で、「国民の自由・権利への配慮が行き届いているのが日本の憲法や法律の特徴」(政府関係者)とされる。

## 人権制限や言論統制横行

せる規定が複数あった。23年の関東大震災では戒厳令が発動され、軍や警察は暴動の恐れがあるとて朝鮮人や社会主義者を殺害。その後も満州事変に関する費用の捻出や検閲などのため、緊急勅令が繰り返して制定された。こうした歴史を踏まえ、民主主義を徹底するために国会を「国の唯一の立法機関」と位置付けたのが現憲法だ。国民の権利や義務に関わることは、国民の代表機関である国会が決めるのが原則で、「国民の自由・権利への配慮が行き届いているのが日本の憲法や法律の特徴」(政府関係者)とされる。